明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件（文部科学一一四）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三六
会社その他
会社決算公告